令和８年３月 26 日

各都道府県産婦人科医会会長　殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会　長　　石渡　　勇

「医療法施行規則の一部を改正する省令の公布」について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について下記の通り、厚生労働省医政局長より通知がありました。関係者にご案内いただくようお願いいたします。

記

医療法施行規則の一部を改正する省令の公布等について

我が国における医療安全に係る施策の現状と課題を整理し、対応策について検討することを目的として令和７年 12 月に「医療事故調査制度等の医療安全に係る検討会」報告書がとりまとめられました。これを踏まえ、必要な法令の整備等が行われ、以下の項目が改正され、令和８年４月１日より施行されることになりました。病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所の管理者すべてに関わることですのでご承知おきいただくようお願いいたします。

１．医療事故に係る適切な対応に関する研修の受講関係

２．医療安全管理者の配置関係

３．医療に係る安全管理に関する記録の整備関係

【通知等一覧】

（資料１）医療法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について（通知）

（令和８年３月19日 厚生労働省医政局長）